

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 職場に蔓延するモラル・ハラスメントと所属長・任命権者の責任

### 公務員の生活設計を壊し、退職者に“踏み絵”をせまる退職手当削減に抗議する

#### 年度末間際に退職手当削減

茨城県地方公務員労働組合共闘会議（地公労＝茨高教組、県職連合、茨教組、自治労で構成）は、2月12日、退職手当制度の見直しに関し、県当局から今年度内の引き下げ率を100分の100に緩和するとの再提案をうけ入れ、交渉を終結した。

知事が、2月27日からはじまる茨城県議会に提案し、3月1日以降、退職金削減が実施される見込み。

今回の退職金引下げは、民主・自民・公明3党が、「3党合意」による消費税引き上げの“露払い”として大幅な公務員退職金引き下

げを画策したもので、2012年11月16日の衆議院解散当日、わずか1日の「審議」で国家公務員の退職手当減額を決めたことにもとづき、国が同様の措置を地方にも求めたことによる。

#### 「定年退職日前の早期退職」の責任は当局にある

そもそも退職金は賃金の後払いであり、一方的な引き下げは許されるものではない。最終的には400万円以上となる多額の引き下げは、退職後の生活を脅かし、公務員の生活設計を大きく狂わせるものである。埼玉県などにおける教職員等の「駆け込み退職」が大きく報道され、「公務員として職

務を全うすべき」などともいわれた。しかしこうした「混乱」の責任は、このような事態が起きることが当然予想されるなか、制度改革を強行した行政当局にある。

30年以上も働き続けてきた職員に対し、退職の間際になって退職金を大きく減額する仕打ちは許されないものである。「定年退職日前の早期退職」を余儀なくさせることがむしろ問題である。茨高教組は、交渉のなかで学校教育に不必要な混乱がまねくことになるとして県当局の責任を追及し、「退職金削減」撤回を最後まで強く求めた。

削減額は表のとおりである。✽

#### 最終妥結内容

##### ○退職手当の削減

退職時期	調整率	勤続35年以上の場合の支給月数	削減額概算
2013年2月28日まで	104/100	59.28	-
条例施行日（2013年3月1日）から3月31日まで	100/100	57.00	100万円
2013年4月1日から2013年9月30日まで	98/100	55.86	150万円
2013年10月1日から2014年6月30日まで	92/100	52.44	300万円
2014年7月1日以降	87/100	49.59	430万円

##### ○定年前早期勸奨退職特例措置

国に準じ、現行の「適用開始年齢50歳以上、定年前1年につき2%加算」から「適用開始年齢45歳以上、定年前1年につき最大3%加算」に拡充

#### 高校教育課の隠蔽体質

茨城県高等学校教職員組合は、2月7日、茨城県教育委員会に対して、職場における同僚間のハラスメントを放置したうえ対応を求められると加害者側にたってみずからハラスメントをおこなった取手一高校長の懲戒・解任と、退職に追い込まれた被害者の復職を求める申し入れをおこなった。この件に関して報道された、県教育庁高校教育課と取手一高校長の談話は表のとおりである。

茨城とNHKによると、高校教育課は事実関係をこれから「確認」「調査」と言っている。校長らから受けた精神的重圧によって被害者が倒れた件をその翌日（10月18日）に組合が通報して以来、4か月近くも経過しているなかでの信じがたい談話である。談話の主の高校教育課は申し入れの3日前の時点で、高教組が調査して呈示した事実関係全般については争いはないと重ねて明言していた。したがって、現実には高校教育課は「事実関係の確認・調査」をする意思はないのに、記者の取材に対してウソを言ったことになる。

#### 同僚のハラスメントをすりかえ校長のパワハラを無視

産経と読売によると、高校教育課は「教員間のトラブル」、「指導法を巡る意見の違い」だとしている。しかし、通例なら「指導法を巡る意見の違い」が「トラブル」になることはない。

	高校教育課	取手一高校長
東京新聞	年度初めに指導方法は当事者間で確認したと学校から聞いた。申し入れを踏まえて今後の対応は検討する。	-
産経新聞	教員間のトラブルと認識している。今後、対応を検討したい。	-
読売新聞	指導法を巡る意見の違いがあった。講師が退職したのは事実で、今後の対応を検討したい。	-
茨城新聞	事実関係を確認して今後の対応を検討したい。	-
NHK	事実関係を整理した上で、対応を検討したい。	解決に向け努力してきたが、当事者間の個人的事情もあり、それ以上のコメントは差し控えたい。
朝日新聞	これまでも学校と組合に事情を聴き、校長の懲戒処分は難しいと回答してきた。申し入れを踏まえ、再度検討する。	講師と男性教諭ら双方の話を聴き解決に向け努力した。

教諭2名が講師に対して、彼ら独自の拙劣な指導法を強要したことが、問題の出発点である。「年度初めに……当事者間で確認した」とする校長の説明は、強要を合意と強弁するものであり、それをそのまま受け入れる高校教育課のコメント（東京）からは、指導方法の強要という問題の本質にいまだに気づかない行政当局の姿勢が浮き彫りになる。

#### 茨城県教育委員会は、いじめ・体罰問題に対処できるのか？

厚生労働省など行政当局は、経営コンサルタントの岡田康子の造語である「パワー・ハラスメント」という和製英語を用いているが（www.tokyo-jinken.or.jp/jyoho/jyoho15\_relay.htm）、それ以前は「職場におけるいじめ・いやがらせ」と言っていた（www.mhlw.go.jp/

stf/shingi/2r98520000021hkd.html）。

小野寺俊茨城県教育長は広報紙『教育いばらき』で、前号につづき、「いじめは、絶対にあってはならないことです」と宣言した（No. 523. 2013年2月8日）。言葉どおりと受け止めるが、「職場におけるいじめ・いやがらせ」である取手一高のパワー・ハラスメント事案についての高校教育課職員らのその場しのぎのコメントを見ていると、はたしてこれで児童生徒間の「いじめ」事案に対して適切な対応をとれるのだろうか、いざさか心配になる。

「不祥事」を揉み消そうとする体質が、文部科学省の指示で現在おこなわれている「体罰」アンケートへの対応において重大問題をもたらすことをおおいに危惧する。✽

# 教えて! Yagoo

## 校外模試はどうしたらよいのでしょうか?

1月17日の最高裁判所の決定により、土曜日に校外模擬試験を設定し教員が監督をすることの違法性があきらかになりました。多くの高校で新年度からどのように模試を実施したらよいかわからない、と困惑がひろがっています。茨城県高等学校教職員組合は、すでに校外模擬試験の法的問題点と解決方法を示しています(2007年6月、本紙第961号・第962号)。Q and A形式でポイントを説明します。

**Q1** 裁判の結果、「校外模擬試験が公務として認められることになった」と聞きました。これからどうなるのですか?

決の趣旨です。校外模擬試験(みまわ)自体が教員の「公務」として相応しいかどうか、などという問題ではありません。

**A** ちょっと的外れの反応ですね。最初に、今回の裁判では何が争われたのかについて見ておきましょう。

最高裁が被告の地方公務員災害補償基金の上告受理申立を棄却したことで、原告が勝訴した東京高裁判決(www.mito.ne.jp/~iba-kou/gaibumosi-kousai.pdf)が確定しました。これで9年前の日立二高の校外模擬試験監督のための出勤途上の交通事故による傷害を「公務外の災害」とした地公災基金の行政処分は違法な処分として取り消されました。(基金は、決定から5日後、改めて「公務上の災害」と認定して竹中洋子さんに通知しました。)

どうして最初に「公務外」とされたのでしょうか。土曜日の模擬試験の監督業務を命令することは違法なので(Q2参照)、校長と高校教育課が「勤務命令は出していない。日立二高の教員が個人的に計画し監督した」とウソをつき続けたために、地公災基金が「公務外」と判断したのです。

違法な職務命令を受けて従事した場合でも公務災害補償を受けることができる、というのが判

**Q2** 土曜日の校外模擬試験監督業務の勤務命令は違法なのですか?

**A** 条例によって、学校の教員には「時間外勤務」を命令してはならないことになっています。ただし、例外が4つだけです。生徒の実習、学校の行事、職員会議、非常災害の4つで、しかも臨時または緊急の場合です(教育職員給与特別措置条例第7条第2項。www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/somu/reiki\_int/reiki\_honbun/o4001169001.html)。これを「限定4項目」といいます。「正規の勤務時間」は月曜日から金曜日まで毎日7時間45分、合計で38時間45分です。この「正規の勤務時間」以外に勤務することが「時間外勤務」です。すなわち、月曜日から金曜日に「正規の勤務時間」の前後に勤務すること、「週休日」(土曜日と日曜日)などの休日に勤務することが、「時間外勤務」です。

校外模擬試験は、「限定4項目」のどれにも該当しません。したがって、各高校でこれまでそうしてきたように、土曜日などに模擬試験を計画して、その監督業務を

割り当てるようなことをすると、所属長である校長が給特条例に抵触する違法行為をしたことになります。

(なお、校外模擬試験は、「限定4項目」の「学校の行事」だという人がいますが大間違いです。「学校行事とは、学校種別ごとの学習指導要領に定める学校行事に該当するものである」[県教育例規集、p.1138.]とされ、模擬試験は該当しません。)

**Q3** 校長が「時間外勤務」を命令するのは違法だというのはわかりました。

それでは、校長が命令するのはなく、教員が話し合って都合をつけ、自主的に監督をすればよいのでしょうか?

**A** 校長が全然知らない間に模試を計画して実行すれば、校長が違法な「時間外勤務」を命令したことにはなりません。(もっとも、こんなことをすれば、かかわった教員は全員、処分を免れません。それに現実にこんなことは起きていませんが……。)

進路指導部や担当学年の教員(「学年会」)が模擬試験を企画し、職員会議で確認したうえで、学年会などで各人の都合をつけて監督を割り当てた場合、校長の職務命令があった、したがって任命権者である茨城県教育委員会の支配管理のもとにある、と認定され

ます。これが、今回の東京高裁の判断です。

今まで、校長と県教委は、教員らが自主的に(勝手に)やったことで、職務命令は出していないと言って来ましたが、裁判所はこんな見え透いた言い訳を認めなかったのです。学校が土曜日に校外模擬試験を企画し教員の監督のもとに実施すると、給特条例に違反することになる。これが裁判によって明らかになったのです。

**Q4** 教員が「自主的に監督した」ことにするのが駄目なのはわかりました。

それでは地方公務員法第38条による「営利企業従事」や教育公務員特例法第17条による「教育に関する兼職」という手続きをとればよいのですか?

**A** これは、いくつかの県や政令市でとっている方法で、2007年以来、茨城県教育委員会がそれをマネして全校長に指示してきた方法です。他県では地公法38条、本県の模試では教特法17条を使っています。

地公法38条は「営利企業従事」を禁止し、特別な場合だけ例外的に許可するというものです。ベネッセなどの営利企業の模試の監督は、決して許可されるものではありません。行政当局寄りの通説でも当然不許可です。無知に基

づく一部教育委員会の暴走です。

教特法17条は、大学や専門学校で非常勤講師を臨時につとめるような場合のためのものです。模擬試験の監督などは、該当しません。まして茨城県教育委員会が指示しているのは、実際には学校が実施しているのに名前だけPTAや実体のない「後援会」が実施していることにしている模擬試験です。しかも、正規の職業紹介の手続きもとらず、雇用契約もなければ労災補償もないなど違法行為だらけで、こんなことを指示してきた県教委は、いったいどうやって責任をとるのでしょうか。

**Q5** 「勤務時間の割振りの変更」によって土曜日に模試監督をおこない、代休を取得する、という方法をとれば良いではありませんか?

**A** これは「職員の勤務時間に関する条例」第5条のことを言っているのでしょうか(www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/somu/reiki\_int/reiki\_honbun/o4000290001.html#top)。

校長が、①最初に、土曜日に模試監督業務に従事することを命じた上で、②次に、この第5条で、その分の代休を平日に与える、ということのようです。県庁の人事行政の担当者のなかにこんなことを言い触らす人がいるようです(1月25日、茨城新聞)。これは行政職の職員であれば可能な方法ですが、教育職の職員については不可能です。

Q2で見たとおり、教員に対しては、「限定4項目」以外の仕事の「時間外勤務」を命ずることはできません。休日勤務も「時間外

勤務」です。土曜日に模擬試験の監督をさせることは違法です。前提となる①が条例違反でダメなのですから、②は問題にもなりません。

**Q6** 学校が土曜日の模擬試験を実施するのが法律違反となるのはわかりました。それでは、来年度からどうしたらよいのでしょうか?

**A** 完全に「業者テスト」として実施されるものを、各学校で採用すればよいのです。もうひとつは、学校として平日の勤務時間中に実施することです。

業者が、自前で監督者をつけるのは無理だとか、値段を上げなければならないとか言うかもしれません。ほんとうに無理なら撤退して頂くしかありません。値段を上げるというなら、その前にコストを明らかにさせるべきでしょう。人件費をただ同然にして大きな利益を上げる奴隷制度のような手法は、最高裁決定以降はもう通用しないと言いつぶすべきです。

今後は各学校ごとに、きちんと自前の監督者をつける業者と契約しなければなりません。違法な方法を指示してきた高校教育課には大きな責任がありますので、このさい県内61校の先頭に立って、業者にハッキリと申し渡すべきでしょう。

学校として、平日の勤務時間中に実施するという方法もあります。放課後だけでは時間が足りない、授業のあとでは生徒も教員も疲れていて集中できない、というのであれば、当面一時的に、授業時間を少々割愛して実施するほかないでしょう。⌘